



プラスチック資源循環政策の動向・ 排出事業者の取組について



環境再生・資源循環局 容器包装・プラスチック資源循環室
主査 島居 知季

令和8年6月18日

排出事業者の取組

プラスチック資源循環法に基づく排出事業者の取組について（1）



- 廃棄物処理法に基づき、その事業活動に伴い生ずる**産業廃棄物を自らの責任において適正に処理**しなければならない
- プラスチック資源循環法に基づき、プラスチック使用製品産業廃棄物等の**排出の抑制及び再資源化等を促進すること**

「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準となるべき事項等を定める命令」（令和4年内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第1号。）

判断基準の概要（排出の抑制及び再資源化等を促進するために取り組むべき措置）

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| (1) 排出の抑制・再資源化等の実施の原則 | (6) 本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進 |
| (2) 排出の抑制に当たって講ずる措置 | ①本部事業者における取組 ②加盟者における取組 |
| (3) 再資源化に当たって講ずる措置 | (7) 教育訓練 |
| (4) 多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等 | (8) 実施状況の把握・管理体制の整備 |
| ①目標の設定 ②情報の公表 | ①実施状況の把握 ②管理体制の整備 |
| (5) 排出事業者の情報の提供 | (9) 関係者との連携 |
| ①受託者への情報提供 ②情報の公表 | |

例えば。。

- ✓ 廃棄物フローの棚卸し
- ✓ 委託先の再確認
- ✓ 分別ルールの見直し
- ✓ プラ削減の取り組み
- ✓ 社内教育

これまでの取組
のチェック

注意が必要（よくある誤解）

- 「委託すれば責任はない」⇒排出事業者責任
- 「有価物なら問題ない」⇒逆有償
- 「家庭ごみと同じ扱い」⇒産廃、一廃の区別

産業廃棄物の適正処理に加えて、排出の抑制及び再資源化等の促進を実施



判断基準の対象から、以下の小規模企業者等は除かれます。

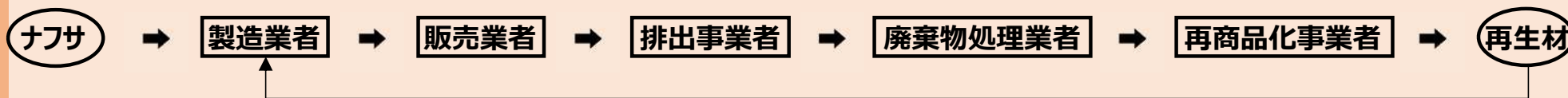
- 常時使用する従業員の数が20人以下の、製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として行う個人・会社・組合等
- 常時使用する従業員の数が5人以下の、商業・サービス業に属する事業を主たる事業として行う個人・会社・組合等

プラスチックは重要国内資源

⇒ 安定供給の確保、再生材の質・量の確保が必要

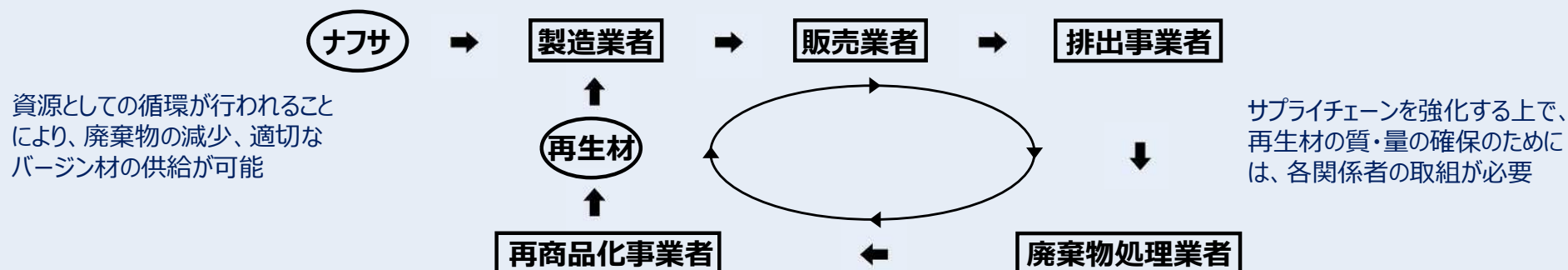
これまでのサプライチェーン（線形）

線形経済であり、サプライチェーン関係者の横の連携に課題



- ✓ 再生材が水平リサイクル（同じ製品に再使用）されることは少なく、ダウンリサイクルや固形燃料としての利用が多い
- ✓ プラスチック市場において、上流と下流の一方的な関係が存在する

これからのサプライチェーン（循環型）



資源としての循環が行われることにより、廃棄物の減少、適切なバージン材の供給が可能

サプライチェーンを強化する上で、再生材の質・量の確保のためには、各関係者の取組が必要

- ✓ 製造業者（基幹産業である自動車業界など）が再生材を水平リサイクル（同じ製品に再使用）として活用
- ✓ 再生プラスチック市場において、従来のような一方的な関係が相対的に弱まる

再生材の質・量の確保を行うためにも、排出事業者の取組は非常に重要

	廃棄物処理法	プラスチック資源循環法
目的	適正処理・規制	資源循環・プラ削減
命令等	罰則	指導・勧告
排出事業者	運搬、処理、最終処分まで責任	分別・削減・設計配慮など
行動	廃棄ルールの遵守	そもそも廃棄しない、循環させる
時間軸	今すぐ対応	将来に向けた対応
対象範囲	排出後	設計～排出～回収

プラスチック資源循環法について

- ✓ サプライチェーン（ライフサイクル全体）におけるプラスチックの循環
- ✓ スプーン・ストロー削減など、日常と直結する内容を対象
- ✓ 廃棄物処理法を守れば十分、ではなく、プラスチック資源循環法への取組も必要
- ✓ 委託契約、マニフェストに加えて、プラスチックの削減、分別、代替材の検討が必要

排出事業者の立場として

- ✓ 社内の状況把握、目標の設定、数値の公表、社員の意識
- ✓ ライフサイクルに関わる事業者との連携（廃棄物処理業者など）
- ✓ 再生プラとして循環するための製造工程、原材料の見直し

行動がどう変わるか = 今後のプラスチックの資源循環に影響

プラスチック資源循環総合サイト（<https://plastic-circulation.env.go.jp/contact/faq>）

▶ 排出量は「事業者単位」なのか「事業所（工場）単位」で計算するのか。

排出量の計算は「事業者単位」になります。フランチャイズ事業は加盟社の排出量を本部事業者を含めて計算します。建設工事が数次の請負によって行われる場合、元請け業者の排出量を含めて計算します。

▶ 排出の抑制・再資源化等の対象となるプラスチック使用製品産業廃棄物等の具体例は何か。

製造、加工又は修理の過程において発生する端材、流通又は販売の過程において使用する包装材、その他事業活動に伴い排出されるプラスチック使用製品等が対象になります。

▶ 前年度の排出量や排出の抑制及び再資源化等の状況を国に報告する義務はあるのか。

国に報告する義務はありませんが、自社のホームページ、環境報告書や統合報告書などで公表することをお願いしています。

▶ 多量排出事業者に該当する年と該当しない年がある場合、その都度目標の設定等が必要ですか。

前年度の排出量が250トン以上である年度においては、多量排出事業者に該当するため、排出の抑制及び再資源化等に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うことが必要です。ただし、多量排出事業者に該当しない年度であっても、目標の設定や取組を行うことを妨げるものではありません。

▶ 多量排出事業者に該当する場合、排出の抑制及び再資源化等の目標の設定はどのようにすればよいか。

国として統一のフォーマットの設定はありません。各業種や業態ごとの事情に配慮した上で、排出の抑制に関する目標と、再資源化等に関する目標の2つの観点について、事業者自らで設定いただきます。

▶ 多量排出事業者には、罰則もありますか。

指導・助言に留まらず、勧告・公表・命令の措置の後、命令にも違反した場合は、50万円以下の罰金が処せられます。

排出事業者が今やるべきこと

- 廃棄物フローの可視化
- 分別ルールの見直し
- 委託先の処理内容確認
- 再資源化ルート of 確保
- 社内教育

取組をしない場合のリスク

- コスト増、取引先要請など

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ
プラスチック資源循環総合サイト

Q サイト全体から検索 検索

このサイトについて	事業者向け	自治体向け	消費者の方へ
支援措置	広報ツール	好事例集・データ集	お問い合わせ



プラスチックは、
えらんで
減らして
リサイクル

プラスチック資源循環総合サイト（事業者向け）
<https://plastic-circulation.env.go.jp/pro/haishutsu>

日本の資源循環政策の方向性

- 各国で重要鉱物及びリサイクル資源の輸出管理強化、国内資源確保、グローバル企業の再生材利用が進む中、我が国では石油・金属等の資源を輸入に依存する一方で、国内のリサイクル原料の多くが焼却、輸出されている現状がある。
- 我が国産業が競争力を強化していくためには、一次資源の安定供給確保に加え、二次資源である再生材の質・量の確保と利用拡大を推進し、国際的な資源獲得競争で優位に立つことが重要。我が国の経済安全保障にも直結。

世界各国の政策動向

重要鉱物・リサイクル資源に関する輸出管理強化・国内資源確保の動き

【EU】

- EU域外への廃電子機器等の輸出規制を強化（2024年施行）
- 廃自動車規則案暫定合意（2025年12月）
 - 再生プラ使用義務化等
- バッテリー規則
 - 廃バッテリーの回収義務化（一部2023年～）、バッテリー製造時の再生材利用の義務化（2031年～）等
- 2025年12月に、リサイクル資源を含む重要原材料の供給確保策をまとめたREsourceEU行動計画を策定

【アメリカ】

- 国内発生の高品質銅スクラップの一部を2027年から国内販売義務付け
- レアメタルのリサイクルを実施する企業へ金融支援を措置

【中国】

- 重要鉱物の輸出管理（2023年以降）や金属スクラップ（銅・アルミ）輸入規則緩和（2024年）を実施
- 2024年に国策企業の中国資源循環集団（資本金約2千億円）を設立

ASEANを中心とした国際連携ニーズの高まり

【ASEAN諸国】

- 不適正処理やリサイクルによる環境汚染の深刻化
- E-wasteの発生量が急増

グローバル企業の取組

- ブランド価値向上の観点から、再生材を利用する動きが加速

日本

動静脈連携が十分に進んでおらず、基幹産業に再生材を質・量・コストの面で安定的に調達できるサプライチェーンが確立されていない現状を踏まえつつ、日本の優れた技術やノウハウを活用した対応が求められている。

再生材利用

プラスチック
約43万トン（廃プラの4.7%）

資源輸入

石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存（石油・ナフサ・鉱石・金属・金属製品輸入額 約31兆円）

海外輸出

金属：
鉄スクラップ 771万トン
アルミスクラップ 44万トン
銅スクラップ 42万トン

プラスチック
約126万トン（国内利用の約3倍）

静脈企業売上

欧州(Veolia) :
約7.3兆円
米国(Waste Management) :
約3.3兆円
日本(DOWA) :
約6,800億円

焼却処理等

食品ロス :
焼却・埋立等 約464万トン
プラスチック :
焼却・埋立等 約709万トン
(廃プラの約8割)

(注) 数字は年間の値

資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上の必要性



我が国資源循環の主なボトルネック

- ① **公正な競争環境の未整備** 不適正スクラップヤード問題と、不透明な商流や海外輸出ルートが存在により、公正な競争環境が損なわれている。
- ② **原料となる循環資源が集まらない** 循環資源は薄く広く不定期に発生し、回収率が伸び悩むなど、安定的な確保が見通しにくい。また、経済合理性に基づき、金属資源は海外流出・埋立、プラスチックなどは焼却が優位。海外の輸出管理措置等により循環資源の輸入に課題。
- ③ **リユース・リサイクル技術等が未成熟** 製造業が使いこなせる品質を供給できる技術やインフラ等が未成熟。
- ④ **再生材需要・市場が未形成** 再生材の需要を創出するためのルールやインセンティブの不足、再生材利用価値が未浸透で市場が未形成。
- ⑤ **資源循環ビジネスの事業性が未確立** 資源循環産業の産業競争力が弱く、規模拡大・高効率化に向けた投資が進まない。

➡ ボトルネックへの対処を通じて、我が国の**自律性・不可欠性の向上**を目指す

- ▶ **自律性**：他国・地域に過度に依存しない経済社会構造
- ▶ **不可欠性**：重要技術等における他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性

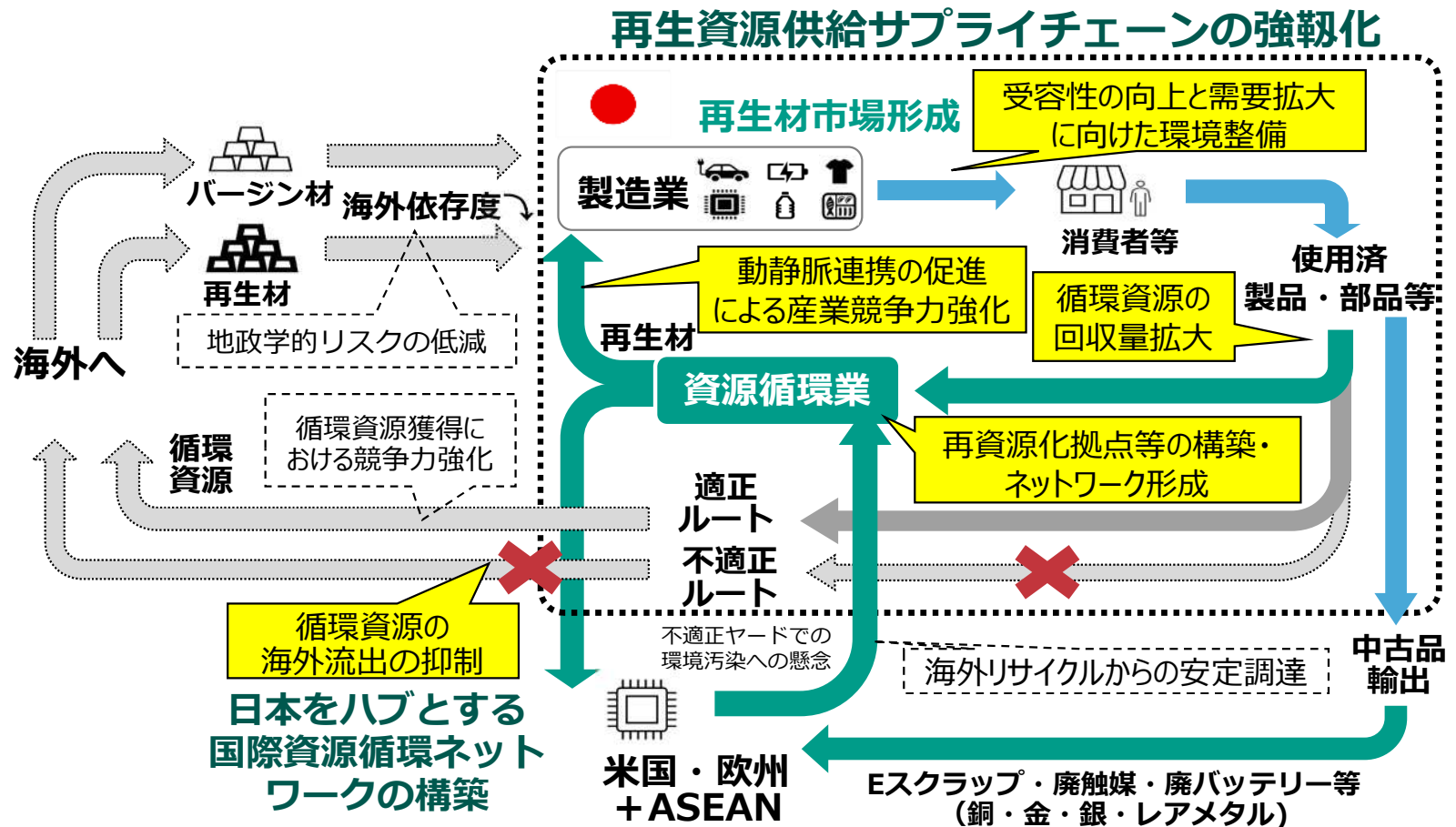
戦略的方向性

【自律性】

- ✓ 再生資源供給サプライチェーンの強靱化により、再生材を質・量・コストの面で安定的に供給
- ✓ 再生材需要の創出・拡大を起点とした**市場形成**

【不可欠性】

- ✓ 日本の製錬技術等の優位性を活かし、同志国とも連携し、日本をハブとする**国際的資源循環ネットワーク**を構築



1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化 （重要鉱物、金属資源等）

<メタルリサイクル推進戦略>

・我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、我が国産業の国際競争力の確保を前提として、今後確保に注力すべき重要鉱物、金属資源等について**2030年までの再生材供給の目標（需要に占める再生材の割合等）を設定**。また再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組む。<マクロアプローチ>

鉄：鉄スクラップを高品位化する処理能力約200万トン/年を目安に、追加的に国内で確保

アルミ：展伸材(板・棒製品)の国内生産量の約4割を目安に、再生アルミ原料由来に

銅：国内で生産される銅（電解銅）の約3割を、再生資源由来に

永久磁石：国内供給される永久磁石原材料の約3割を、リサイクルで

※上記以外についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を実施。

・以下の資源回収、再資源化等の強化策等を時間軸で整理<ミクロアプローチ>

(1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

・投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築（予算面、金融面等）
（制度的措置を含む）

- 前処理・保管（備蓄機能を含む）・再資源化・製錬等の拠点整備・ネットワーク形成
- 都市鉱山からのレアメタル、レアアース等の製錬・分離精製、解体選別などの技術開発
- 資源循環産業の振興（事業規模拡大、高度リサイクルの事業性確保等）
- 太陽光パネルリサイクル体制整備、リチウムイオン電池の再資源化、高品質再生プラスチック製造のための高度選別施設の整備等

・使用済物品（鉄スクラップ、永久磁石等）の回収・選別、再資源化、再生資源を用いた製品製造に係る実証・技術開発等の実施、スキーム整備等

・経済的支援スキームによる支援等により、2030年までに官民で約1兆円の投資を目指す

(2) 動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

・再資源化事業等高度化法に基づく、製造業への再生材供給等に係る事業認定（3年で100件以上）

・再生プラスチック等の需給拡大に向けた支援・ルール整備（容器包装を由来とした高品質な再生プラスチック供給に向けた動静脈連携取組等の促進、改正資源有効利用促進法に基づく再生材の需要創出及び環境配慮設計の促進）

・自動車製造業における再生プラの利用拡大のためのロードマップの実施（再生材利用認証スキーム、再生プラ集約拠点構想、鉄やアルミへの横展開（産官学コンソーシアム））

・再生材品質保証等のためのトレーサビリティ確保に向けた情報流通プラットフォームの実装

・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）におけるプラスチック資源循環システム構築に係る研究開発実証

・AI、ロボットによる作業負荷軽減・生産性向上、外国人育成就労・特定技能制度の活用も含めた担い手の育成

(3) 循環資源の海外流出の抑制

・不適正スクラップヤード対策、使用済物品の輸出確認制度・国内再生原則の創設（廃棄物処理法等改正案）

・金属スクラップ等の国内資源循環促進のための海外流出抑制策（関係機関（環境・経産・税関等）が連携した水際での対応の一層の強化等）

(4) 一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

・製品製造に当たっての段階的な再生材利用の数値義務化とあわせたインセンティブ創出

・再生材利用製品に係る公共調達推進

・消費者受容性検証のための実証

・サーキュラーパートナーズ（CPs）を通じた資源循環の高度化と社会実装の推進

・ECコマース市場拡大のため取組を促進

(5) 社会的課題への対応

・太陽光パネルリサイクル推進法案（判断基準の段階的強化）、リサイクル費用低減と処理体制の整備

・「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づく、分別回収の徹底や再資源化の促進

2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

・G7、日米、クアッド、日ASEAN等での合意を深化させ、我が国の強みを生かして国際資源循環体制を構築（重要鉱物等リサイクルに関する同志国連携）

・ASEAN主要国において、E-waste/バッテリーの回収や適正解体等に関する法令整備、民間連携等を支援

・バーゼル法に基づくE-scrap等の輸入手続の迅速化（電子化により、数か月→1か月）

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

・資源循環に取り組む自治体の底上げ、地域の資源循環ビジネスの創出等支援

・地域資源を活用した地域脱炭素の推進等、意欲的な自治体の取組支援

・「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づく取組の推進

・農山漁村のバイオマス資源の徹底活用、まちづくり・インフラ整備における資源循環の推進

・食品ロス削減、食品リサイクルの推進、持続可能な航空燃料（SAF）の供給・利用の促進

・サステナブルファッション、使用済紙おむつリサイクルの推進

4. 資源循環分野の国際ルール形成

・企業の情報開示スキームである「グローバル循環プロトコル（GCP）1.0」の企業現場や金融機関での活用、企業の意見を踏まえたバージョンアップを主導、国際標準化の取組

5. 循環経済を国民運動に

・「循環経済パートナーシップ（J4CE）」、「サーキュラーパートナーズ（CPs）」、「資源循環自治体フォーラム」等を活用した主体間連携の推進

・「GREEN×EXPO 2027」の会場での資源循環の取組と情報発信

プラスチックを取り巻く国際動向

海外の循環経済のプラスチック資源に関する動向



品目	主な内容
電気電子機器	<p>循環型電子機器イニシアチブ【2020年3月11日発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐久性の向上、アップグレード期間の長期化・修理・メンテナンス・<u>再利用・リサイクル可能に</u>することで製品の寿命を延ばす。
自動車	<p>自動車設計・廃車（ELV）管理における持続可能性要件に関する規則案【2025年12月EU理事会と欧州議会暫定合意】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>新車生産に必要なプラスチックの15%以上（6年後）、25%\geq（10年後）うち廃車由来で20%以上）で再生プラスチックの使用を義務化。</u>
容器包装・プラスチック	<p>容器包装・容器包装廃棄物規則案【2022年11月30日発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>2030年から全ての包装材を4段階のリサイクル性能等級によりEU市場での販売に制限。</u> <u>プラスチック製包装中の再生プラスチックの使用率を包装種別ごとに義務化。</u> 2030年に飲料ボトル 30%、PET接触型 30%、非PET接触型 10%、その他 35% <p>使い捨てプラスチック指令【2019年7月2日施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> 使い捨てプラスチック製品の使用禁止。 <u>飲料ボトルへの再生プラスチックの使用を義務化。</u> 2025年以降：PETボトル 25%、2030年以降：飲料ボトル 30% <p>プラスチック税【2021年1月1日より導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>各EU加盟国でリサイクルされなかったプラスチック製容器包装廃棄物に対して、0.8ユーロ/kgの拠出を求める。</u>
繊維	<p>エコデザイン規則【2024年7月18日発効】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2026年7月19日以降、<u>未利用の衣服及び履物を、リユース、リファービッシュ及び再製造以外を目的として、意図的に損傷又は廃棄することを禁止。</u>
建設・建物	<p>建築資材規則改正案【2022年3月30日発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品設計、<u>リサイクル済み原料の優先的利用、リサイクル済み原料の最低限の利用</u>、製品データベースにおいて製品の再利用や修理のための説明等を義務付け。

プラスチック汚染に関する条約策定に向けた交渉の状況



- **2019年6月 G20大阪サミット**
 - 日本主導で**大阪ブルー・オーシャン・ビジョン**を共有：「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。」
 - 本ビジョンを共有する国は87カ国・地域まで拡大。
- **2021年9月 ジュネーブ閣僚会合**（プラ汚染対策には国際条約が必要とする宣言を採択）
- **2022年3月 国連環境総会（UNEA）**
 - **プラスチック汚染に関する条約策定に向けたINC（政府間交渉委員会）の設置を決議**
- **2022年11月～12月 政府間交渉委員会第1回会合（INC1）（ウルグアイ）**
 - 議長（ペルー）が選出され、**交渉が正式に開始**（約150か国から2300人以上が参加）
- **2023年5月 G7広島サミット**
 - プラスチック汚染に関するG7目標：「我々は、2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることにコミット」
- **2023年5月～6月 INC2（フランス）**
 - 次回INC3までに議長が**条文案（ゼロドラフト）を作成することを決定**
- **2023年 11月 INC3（ケニア）**
 - ゼロドラフトに各国の意見を反映し、**次回INC4で交渉する改定条文案を作成**（会期間の作業には合意できず）
 - （閉会直前）INC議長がメザクアドラ氏（ペルー）からバジャス氏（エクアドル）に交代
- **2024年 4月 INC4（カナダ）**
 - **改定条文案の整理・統合が進む、会期間専門家会合の開催に合意、条文案の法的精査を行うグループの設置決定**
- **2024年 8月 会期間専門家会合（タイ）**
 - 主要義務規定に係る技術的事項及び資金・技術支援等の実施手段に関して専門的・技術的な議論を実施
- **2024年 11月～12月 INC5.1（韓国）**
 - 議長ペーパーをベースに合意を目指したが、項目により各国の隔たりが大きく、条文案の**合意に至らず**
- **2025年 8月5日～8月14日 INC5.2（スイス）**
 - 項目により、進捗した条文もあるが、各国の隔たりが埋まらない項目が残り、**合意に至らず、交渉継続。**
- **2026年 2月7日 INC5.3（スイス）**
 - INC5.2にてバジャス議長（エクアドル）が辞任。後任としてフリオ・コルダノ新議長（チリ）が就任。

- **2024年11月25日～12月1日、第5回政府間交渉委員会（INC5）が韓国・釜山において開催。**
- 2022年の国連環境総会決議においては、プラスチック汚染に関する条約の策定について、2024年末までに作業完了を目指すとして採択。今回合会において精力的な交渉が行われたものの、**合意に至らず、今後、再開会合が開催される予定。**
※2022年11月：INC1（ウルグアイ）、2023年5月：INC2（フランス）、2023年11月：INC3（ケニア）、2024年4月：INC4（カナダ）

1. 今回合会の議論及び結果概要

- バジェスINC議長（エクアドル）が非公式に提示した条文案を元に、INC4で作成された統合条約案も参照しつつ、**前文から最終規定に至るまで条約全体の案文について、交渉。**11月29日には、改めて議長から条文案が提示され、議論継続。
- この過程において、
 - ①目的（第1条）、製品設計（第5条）、放出・流出（第7条）、廃棄物管理（第8条）、既存のプラスチック汚染（第9条）、公正な移行（第10条）、履行・遵守（第13条）、国別行動計画（第14条）等については、具体的な文言交渉を通じて**条文案の最終化に向けた議論が進展。**
 - ②他方で、プラスチック製品（第3条）、供給（第6条）、資金（第11条）等については、**各国間の意見の懸隔が大きく、意見集約は行われず。**
- この結果、最終日の12月1日には、議長から条文案が再度提示されたものの、**合意には至らず。**このため、今後、**再開会合を開催し交渉を継続することとし、議長の条文案を同再開会合における交渉の「出発点」とすること、また、条文案全体が引き続き交渉対象であることが確認。**

2. 日本の主張・対応

日本からは、今回の合会において、

- ①プラスチックの**ライフサイクル全体での取組の促進**、②**プラスチック製品及びプラスチック製品に使われる化学物質に関する共通基準の明確化**、③各国における**プラスチック資源循環の促進**、④**環境に配慮した製品設計、リデュース・リユース・リサイクルの促進**、⑤**適正な廃棄物管理**（拡大生産者責任制度を含む）にかかる各国の義務、⑥**国別行動計画の作成・更新、報告及びレビュー**、⑦**全ての資金源からの資源動員の重要性等**について指摘しつつ、積極的に条約交渉に関与。
再開会合においても、引き続き、積極的に貢献していく旨発言。
- 小野洋環境省参与が、アジア太平洋地域の代表理事（副議長）として地域会合を主催。

3. 今後の予定

再開会合（INC5.2） 来年以降時期、場所未定

外交会議（立候補国：エクアドル、ルワンダ、ペルー（共催）、セネガル）

国内の動向

日本のプラスチック資源循環政策の変遷

1997年頃～

2021年頃～

2025年頃～



2050年には海洋へのプラスチックの流出の累積量が海洋中の魚の量より多くなるとの試算も
(2016 世界経済フォーラム)

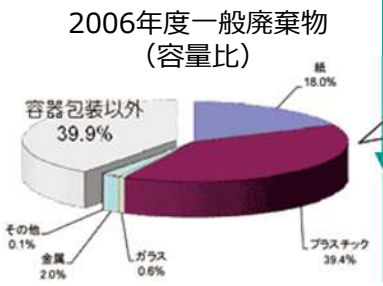
・増え続ける海洋等へのプラスチック流出

・プラスチック条約交渉
・欧州規制への対応
・GHGのScope3削減への気運

「循環経済への移行」国家戦略化
再資源化高度化法制定
資源有効利用促進法改正

プラスチック資源循環戦略
G20大阪ブルーオーシャンビジョン
プラスチック資源循環法施行

容器包装リサイクル法施行



容器包装 60.1%



- レジ袋有料化
コンビニでのレジ袋辞退率 27%→75%
- 素材に着目、ライフサイクル全体を包含した資源循環制度の確立
→環境配慮設計、ワンウェイプラの削減
→あらゆる家庭系プラ資源の回収
自治体の創意工夫によるリサイクルの進展
→産廃プラのリサイクル

- 市町村埋立・焼却回避のためのリサイクル
- 製造利用事業者による費用負担
- 分別排出の習慣化
- 小売・サービス業におけるリデュース

最終処分場の逼迫

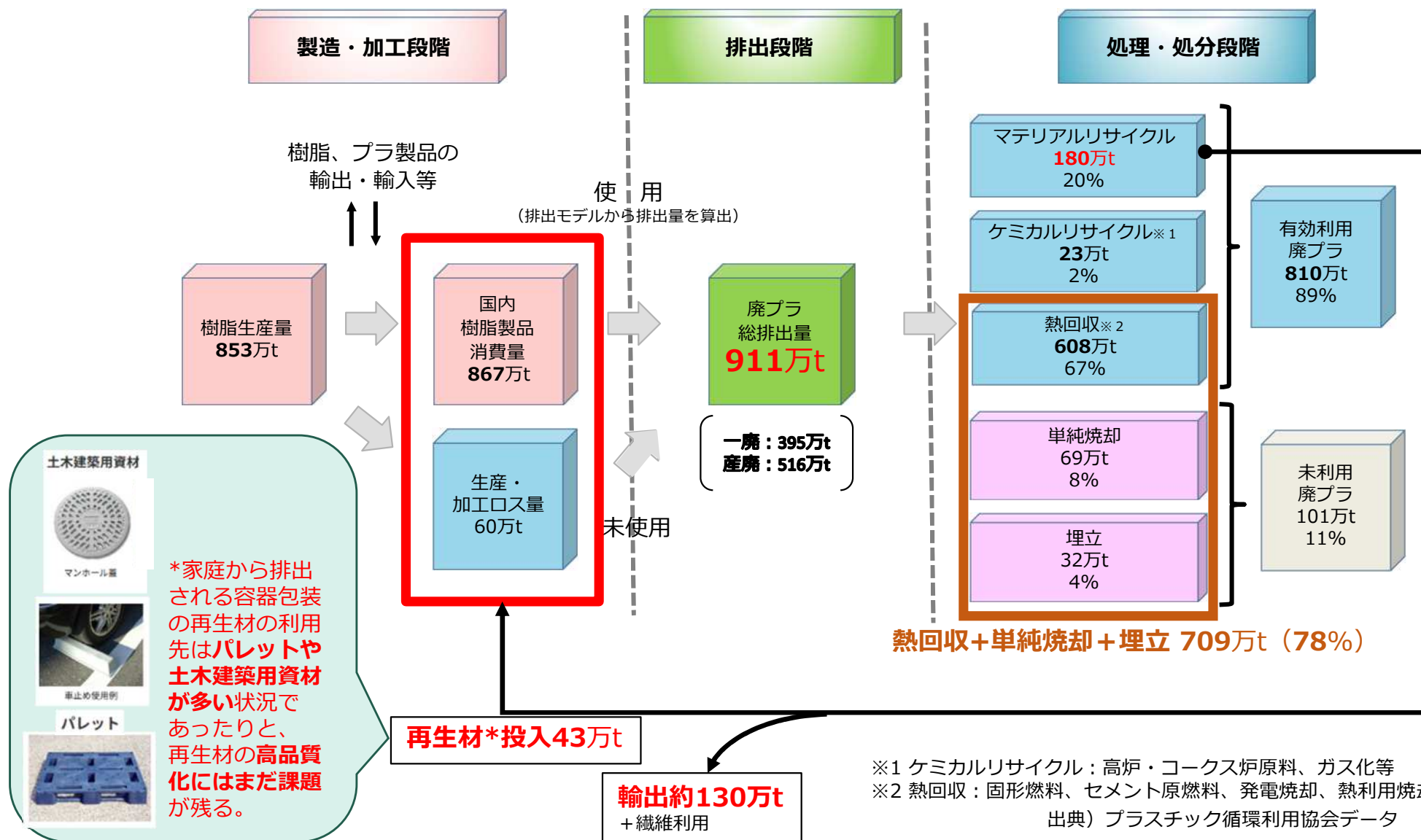
今後は…

- 動静脈連携による再生プラ資源の高度利用、国内回帰・国内循環の強化
- 資源循環による地域活性化
- 再生プラ・バイオマスプラ使用製品の需要喚起

循環経済への移行
+
脱炭素化の推進
産業競争力の強化
経済安全保障への貢献
地域雇用の創出

日本のプラスチックの再資源化の現状（2024年）

- 2024年のプラスチックのマテリアルフローは以下のとおりであり、プラスチックごみは**78%が焼却・埋立処理**されており、リサイクルされたプラスチック材のうち**7割が海外に輸出**されている。



プラスチック資源循環促進法の取組と進捗



■プラスチック資源循環促進法が令和4年4月1日に施行され、取組はまだ途上ながら着実に進んでいるところ。

■プラスチック資源循環促進法の主な措置内容とその進捗

設計・製造

【環境配慮設計】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。
 - ▶認定製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。

実績：文具、家庭用化粧品容器、家庭用洗浄剤容器、清涼飲料用ペットボトルの**4製品分野**に関して認定基準が策定され、令和8年4月現在計**42製品**を認定



<付替えボトル>

販売・提供

【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - ▶主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。

実績：プラスチック資源循環促進法施行後、特定プラスチックの提供量は**11%減少**※している



<ワンウェイプラスチックの例>

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源について、市区町村による**容リ法**ルートを活用した**再商品化**を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。
- 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の**再商品化計画**を作成する。
 - ▶主務大臣が認定した場合に、市区町村の**選別、梱包等を省略**して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

実績：プラスチック資源循環促進法に基づき製品プラスチックの回収を行う自治体は令和8年4月現在**312**（人口カバー率**33.3%**）

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化**する計画を作成する。
 - ▶主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

実績：認定を受け自主回収・再資源化を行う事業者は、令和8年4月現在**8件**



<店頭回収等を促進>

【排出事業者の排出抑制・再資源化等】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - ▶主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。
- 排出事業者等が**再資源化事業計画**を作成する。
 - ▶主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

実績：認定を受け再資源化を行う事業者は令和8年4月現在**10件**

※特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する施行状況調査 調査報告書（経済産業省）から算出。

再生プラ供給サプライチェーンの 強靱化に向けて

国内再生原則の創設

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（令和8年4月10日閣議決定）

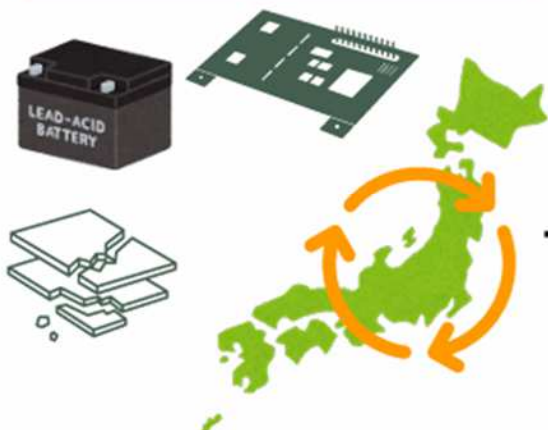
要綱第1-1(4)

- 「特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品」とは、国内において収集された要適正再生使用済金属・プラスチック物品であって、バーゼル法の特定有害廃棄物等に該当するものとし、その再生等はなるべく国内において適正にされなければならないものとする。（第24条の20関係）
- 特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品を輸出しようとする者は、環境大臣の確認を受けなければならないものとする。（第24条の21関係）

※要適正保管使用済金属・プラスチック物品についても同様。

➡ **海外での環境汚染防止・国内の適正な再生能力の維持のため、国内再生原則を創設。輸出の際は、国内の設備・基準等に基づく環境大臣の確認を義務付け。**

国内再生原則の適用



環境大臣の確認



輸出確認の要件

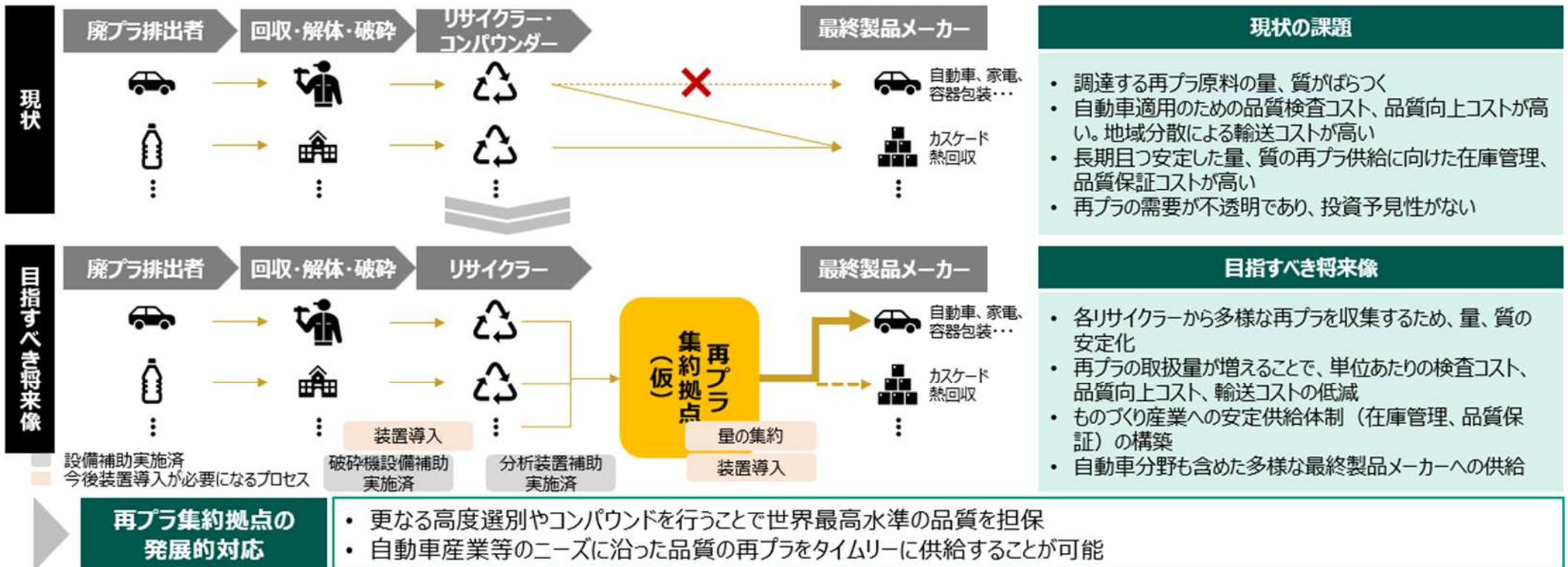
1. 国内の設備・技術に照らし、国内で適正な再生が困難と認められるか
2. 困難でない場合は、国内における特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の適正な再生及び保管に支障を及ぼさないか
3. 輸出に係る特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生又は保管が、国内の再生基準又は保管基準を下回らない方法によるものか

※特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の例：
使用済鉛蓄電池、電子スクラップ、基準未達の使用済プラスチック等

※無確認輸出は罰則の対象。未遂罪・予備罪も措置。

再生プラスチック集約拠点の必要性

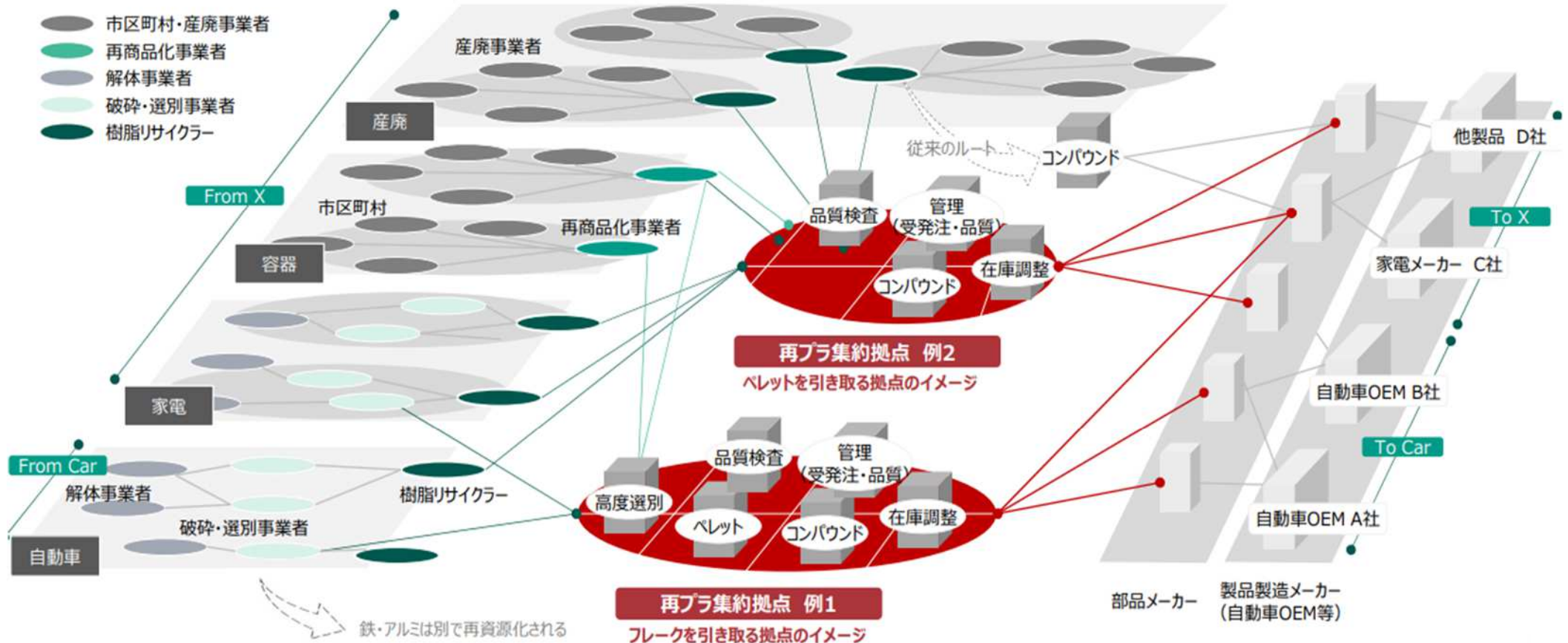
- 現状の再生プラ製造は、地域分散型で1社あたりの生産量が少なく、量の確保が不安定であることに加え、品質のばらつきが大きいことから、**高い供給能力・高品位を実現するサプライチェーンが多くは存在しない**
- サプライチェーンを強靱化する体制を構築するためには、地域に根差した適正処理のネットワークを活かし、**各リサイクラーで生産される再生プラスチックを全国何か所かで束ねる再生プラ集約拠点が必要**



再生プラスチック集約拠点の実装に向けたFS事業

- 再生プラスチック集約拠点の構築に向けて、**今年度**、必要となる事前調査、調整、効果検証、実装に向けたロードマップ作成等の検討について支援を行う**FS事業を実施**
- 5月15日付けで、**合計10件の採択事業者を公表**

＜再生プラスチック集約拠点のイメージ＞



- プラスチックの資源循環の取組を促すため、環境省では、リサイクル設備の導入補助や技術開発支援、また、実際に試験・実証的にリサイクルを行うための予算支援などを行っています。
- また、プラスチック資源循環に関する詳細かつ最新情報は、リニューアルした**特設サイト** (<https://plastic-circulation.env.go.jp/>) に掲載をしています。
- ご関心・ご質問ありましたら、お気軽に以下の担当まで御連絡ください。



環境省 環境再生・資源循環局
容器包装・プラスチック資源循環室

E-mail : plastic-circulation@env.go.jp
電話番号 : 03-5501-3153

